

有限会社オフィス・デマンド

藤森克美弁護士に完全勝訴のお知らせ

詐欺の被害者である静岡県藤枝市の男性 A（担当はテレビでもお馴染みの 藤森克美弁護士）さんが、詐欺にあったのは弊社有限会社オフィス・デマンドのテレマーケティングサービスの責任であると弊社及び株式会社フォーバルなどに起こしていた裁判において、平成 19 年 8 月 7 日に原告請求棄却という判決が下され、弊社の完全勝訴となりました。下記に本件の概要をご報告申し上げます。

記

弊社代表の所感

（1）先方の弁護士はテレビでもお馴染みの藤森克美弁護士ですが、有名な弁護士だということもあり、本訴訟におけるテレビや新聞の取材は半端な数ではありませ ませんでした。中には、弊社を激しく非難するメディアもあり、従業員の心労は計り 知れませんでした。『我々は間違ったビジネスをしていないんだ！社会のお役に 立つ会社である！』その想いがひとつになり、一致団結して立ち向かいました。私どもを応援し、支えてくださいました多くの支援者の方々にはこの場をお借り して、深く御礼申し上げます。

（2）今回の判決は当然、予想されたものでした。弊社は、サービスによっては店頭にて写真つき の身分証明書の提出を原則としており、法律に忠実に基づきテレマー ケティング事業を行っており、いかなる脱法行為も行っておりません。さらに私たちは、平成 17 年 4 月に制定された携帯電話 不正利用防止法が平成 18 年 4 月 1 日に施工される以前から、本法律の基準に基づいた厳しい 契約形態をとっていま した。つまり、法律を先取りして、自らに厳しい契約基準を設けていたわけ です。弊社が、企業のコンプライアンス厳守を徹底しております事は言うまでもありません。

（3）原告の主張は全く中身の無いものであり、到底納得できるものではありませんでした。『オフィス・デマンドは零細企業であるから、身分確認がいい加減であったはずだ ！』、『オフィス・デマンドは犯罪を誘発して利益を上げている』などという全く論理性を欠く反論には、弁護士としての良識を疑うものも多くありました。零細企業であれば、管理がずさんなのでしょうか？ 反対に、大企業であれば、適切な管理が行われているのでしょうか？ 私は企業の規模とは無関係と考えています。大企業であっても、ずさんな経営 体制が明らかとなり、スキャンダルに発展している例は今日少なくありません。私どもは零細企業ではありますが、徹底した管理体制、社員教育を行っており、チェックシステムも万全に整えております。

(4) 藤森克美弁護士の、「オフィス・デマンドは犯罪を誘発して売り上げをあげている」という主張も、まったく根拠の無いものであり、裁判官の判決文にも『不法行為であるということは到底いえない』としております。さらに、裁判官の判決文の中に、『 有限会社オフィス・デマンドは事業者としての注意義務を十分に 尽くしている』という文言を読みましたときには、私自身、唖から熱いものがこみあげてきました。

以上

平成 19 年 10 月 25 日
有限会社オフィス・デマンド
代表取締役 鈴木 洋

本件のお問い合わせ
有限会社オフィス・デマンド
〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-3
Tel: 03-5367-8601